

公共施設 LED 照明導入推進事業
募集要項

令和 6 年 10 月 7 日

【令和 6 年 10 月 15 日 修正版】

金沢市

目次

I. 募集要項の概要	1
II. 事業内容に関する事項	1
1. 事業名称.....	1
2. 公共施設の種類.....	1
3. 公共施設の管理者の名称	1
4. 事業の目的	2
5. 事業方式.....	2
6. 業務範囲.....	2
7. 事業スケジュール（予定）	4
III. 事業者の募集及び選定に関する事項	4
1. 事業者の選定に係る基本的な考え方	4
2. 参加資格要件.....	5
IV. 応募に関する手続き	6
1. 募集要項等に対する質問受付・回答	6
2. 参加表明書及び資格審査書類の提出	7
3. 事業提案書の提出	9
V. 応募に関する条件.....	11
1. 本市の支払いに関する事項.....	11
2. 提案上限額	13
3. 募集の延期又は中止.....	14
4. 費用負担.....	14
5. 提出書類の取扱い・著作権.....	14
6. 特許権	14
7. 本市からの提出書類の取扱い.....	12
8. 応募者の複数提案の禁止	13
9. 構成企業及び協力企業の変更禁止.....	13
10. 提出書類の変更禁止	13
11. 虚偽記載の禁止	13
12. PFI 事業に係る財政措置.....	13
VI. 優先交渉権者の選定	13
1. 審査及び選定に関する基本的な考え方	11
2. 提案審査.....	12
3. 結果の公表	12
4. 次点交渉権者との協議.....	12
5. 事業者を選定しない場合	12
VII. 事業契約に関する事項	15

1. 基本協定の締結.....	15
2. 事業者の責任の履行に関する事項.....	15
3. 特別目的会社（S P C）の設立.....	15
4. 事業契約の概要.....	15
5. 事業契約の締結.....	15
6. 契約金額.....	15
VII. 事業者の責任の明確化と適正かつ確実な事業の確保に関する事項.....	16
1. 責任分担の基本的な考え方.....	16
2. 予想されるリスクの分類とその責任分担.....	16
3. 事業期間中の本市と事業者の関わり.....	16
4. 業務実施状況の報告.....	16
5. 事業の実施状況のモニタリング.....	16
6. 事業の終了.....	17
VIII. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	17
1. 本事業の継続に関する基本的な考え方.....	17
2. 本事業の継続が困難になった場合の措置.....	17
3. 金融機関等と本市との協議.....	17
IX. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	18
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	18
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	18
3. その他の支援に関する事項.....	18

I. 募集要項の概要

金沢市（以下「本市」という。）は、公共施設 LED 照明導入推進事業（以下「本事業」という。）を、民間事業者の資金と経営能力等の活用を図る「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）（以下「PFI 法」という。）に基づく事業（以下「PFI 事業」という。）として実施するため、令和 6 年 8 月 2 日に公表した「公共施設 LED 照明導入推進事業実施方針」（以下「実施方針」という。）及び実施方針に対する意見・質問を踏まえ、本事業を PFI 事業として実施することが適切であると認め、令和 6 年 10 月 7 日に PFI 法第 7 条の規定により本事業を「特定事業」として選定した。

本募集要項は、本市が本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり配布するものである。本募集要項に添付する要求水準書、**モニタリング基本計画書**、審査基準書、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）は、本募集要項と一体のものとする。なお、募集要項に記載がない場合は、実施方針の規定が適用され、本募集要項と実施方針に相違がある場合は、本募集要項の規定が優先するものとする。

II. 事業内容に関する事項

1. 事業名称

公共施設 LED 照明導入推進事業

2. 公共施設の種類

文化・スポーツ関連施設	6 施設（1, 8 2 8 台）
環境関連施設	6 施設（2, 9 1 5 台）
福祉関連施設	8 施設（6, 7 7 3 台）
消防関連施設	1 0 施設（2, 6 3 9 台）
公営住宅関連施設	2 5 施設（4, 9 8 6 台）
交通関連施設	2 8 施設（5, 4 7 2 台）
公民・学校・研修関連施設	3 5 施設（1 4, 4 0 4 台）
その他	5 施設（3, 5 9 1 台）
計	1 2 3 施設 4 2, 6 0 8 台（内 2 施設 2 7 8 台は維持管理のみ）

3. 公共施設の管理者の名称

金沢市長 村山 卓

4. 事業の目的

近年、世界の平均気温の上昇や局地的な豪雨災害の発生など、世界的に地球温暖化が進んでおり、我が国でも温室効果ガスの削減に向けて、脱炭素社会への取組が急務となっている。政府は、2030年までにすべての照明のLED化を目指すとしており、本市では、令和5年4月に「金沢市役所ゼロカーボン推進計画2021（改訂版）」における削減目標達成のための具体的取組の一つとして、LED照明器具の公共施設への導入を掲げている。

本事業は、本市の公共施設における省エネルギー化を推進するため、施設照明の一斉LED化を実施するにあたり、資金調達面や施工、維持管理などについて民間事業者に委ねることで、長期間に亘って良好な保全状態で維持し、長期的な観点での整備コストの縮減と質の確保を図るとともに、政府が提唱する「地域循環共生圏」「ローカルPFI」や国連が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」等の主旨に沿った事業とすることにより、地域経済・地域社会により多くのメリットをもたらすことを目的とする。また、本事業は2020年に本市が表明した「金沢市ゼロカーボンシティ宣言」に資する事業と位置付けるものである。

5. 事業方式

本事業は、PFI法第8条第1項の規定に基づき本市が選定した事業者が、対象施設の設計業務、施工業務、維持管理業務を事業契約書に定める事業期間中にわたって遂行する「BT0方式」（Build Transfer and Operate）により実施する。また、内閣府「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改訂版）」における「ローカルPFI」に沿うものとする。

6. 業務範囲

本業務において事業者が実施する業務範囲は、次のとおりである。

① 調査業務

現地調査

- ・既設照明器具の設備の調査（器具の仕様（出力・電圧等）等の調査）

② 照明器具管理システムの構築・データ更新

ア 照明器具設備の把握・管理及びデータ更新が容易にできる管理システムの構築

イ 事業期間中に本市が行う照明設備の修繕依頼や新設・移設・撤去等の移動連絡に関するデータのシステムへの反映など更新作業

ウ 前項により作成された最新の管理システムデータの報告及び納入については、事業期間中、毎年度行うものとする。なお、報告は電子的媒体（CD-ROM等）でも可とする。

③ 設計・施工計画・施工・施工管理業務

- ア LED 化のメリットを最大限に享受できる設計・施工計画・施工・施工管理
- イ 利用者及び作業者の安全に配慮した設計・施工計画・施工・施工管理
- ウ 施設管理者をはじめとする施設従事職員等の業務に配慮した施工計画

④ 既設設備の撤去・リサイクル・廃棄処分業務

- ア 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、撤去工事及び施工管理を実施すること
- イ 撤去した設備（器具本体、グローブ、安定器等）の再利用、撤去品を項目ごとに適切なリサイクル方法に基づき実施すること

⑤ 維持管理業務

- ア 事業者は、施設管理者等からの連絡に基づき、器具の調査・修繕・報告を行う。
- イ 事業者は、照明器具に関する本市からの移動連絡（新設・撤去・移設等）を受付し、これに基づき管理システムデータを更新する。また、前項の修繕結果についても同様とする。
- ウ 本事業以前に設置した既設の LED 照明器具についても、管理システムに反映し、契約終了まで同様に維持管理を行う。
- エ 事業者は、施設管理者等からの連絡受付のための窓口を設置し、原則平日午前 9 時から午後 6 時まで、設備の修繕依頼を受付する。
- オ 修繕については、依頼を受けた日から起算して、原則 3 日以内（（金沢市の休日 を定める条例（平成 2 年条例第 1 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる市の休日）（以下「土日祝日等」という。）を除く）に実施するものとする。ただし、緊急的な初期応動が必要な場合は、速やかに応急的な対応作業を実施する。その際に生じる費用は、その損害の原因により事業者又は本市が負担することとする。
- カ 事業者は、設備について自己の負担で保険に加入することとする。ただし、加入する種類・内容については本市と協議の上、定める。

⑥ 事業検証報告

- ア 事業者は、光熱費及び温室効果ガス削減効果を検証するにあたり、適切な検証手法を本市に提示し、実績報告をする。
- イ 事業者は、前項の検証結果並びに管理システムのデータをもとにした修理・交換等の記録を毎年度本市に報告し、本市は当該報告の内容を確認する。期間は毎年度 4 月 1 日から 3 月 31 日とし、翌年度 5 月末までに実績を報告する。

7. 事業スケジュール（予定）

本事業に関する主要なスケジュールは、以下を予定するが、事業者の提案による整備期間短縮は可能とする。

日程	内容
令和6年10月7日	特定事業の選定・公表
令和6年10月7日	募集公告、募集要項等の公表
令和6年10月16日	募集要項等に関する質問受付期限
令和6年10月22日	募集要項等に関する質問・回答公表
令和6年10月25日	参加表明書、参加資格審査申請書類受付期限
令和6年10月29日	資格審査結果の通知
令和6年11月29日	事業提案書等の受付期限
令和6年12月中旬	審査
令和7年1月上旬	優先交渉権者の決定及び公表
令和7年1月中旬	基本協定書締結
令和7年2月中旬	仮契約締結
令和7年3月下旬	本契約締結
本契約締結～令和8年3月	整備期間（調査・設計・施工）
令和8年4月～令和18年3月	維持管理期間
令和18年3月31日	事業終了

なお、事業期間の終了時、事業者は、事業終了後の当該施設の維持管理業務について本市に引き継ぎを行うこと。

Ⅲ. 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者の選定に係る基本的な考え方

本事業は、設計・施工段階から維持管理段階の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い事業能力を総合的に評価することが必要である。従って、事業者の選定に当たっては、事業者が募集要項に規定する事業参画に足る資格を有しており、かつ事業者の提案内容が、本市が要求する要求水準を満足することを前提として、公募型プロポーザル方式によって事業者を選定する。

2. 参加資格要件

(1) 応募者の構成等

- ① 応募者は単独企業（以下、「単独応募者」という。）又は複数企業の共同体で構成するグループ（以下、「応募者グループ」という。）とすること。
- ② 応募者グループで応募する場合は、代表者を1社選定（以下、「代表企業」という。）し、その代表企業が本市との連絡窓口となり、事業遂行の責を負うものとする。それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）とすること。
- ③ 応募者グループで応募する場合は、構成企業全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- ④ 応募者グループで代表企業又は構成企業が実施しない役割がある場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業（以下「協力企業」という。）として、全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- ⑤ 単独応募者及び応募者グループの代表企業は金沢市内に本店又は営業所を有すること。
- ⑥ 単独応募者は、平成31年4月1日以降に、石川県内における国、県又は公共機関発注の電気設備工事の受託実績を有すること。
- ⑦ 応募者グループの場合、前項の業務実績を有し、かつ金沢市内に本店又は営業所を置く企業が代表企業又は構成企業として1社以上参画していること。
- ⑧ 応募者は、提案提出に基づいて事業運営を目的とした特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立すること。

(2) 参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 募集要項の参加表明書提出日（以下「提出日」という。）までに納期限の到来した市税及び提出日の1か月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税をいう。）を滞納していないこと。
- ③ 提出日から本業務の事業者が特定されるまでの間、金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ④ 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与するこれと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- ⑤ 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

- ⑥ VI. 1 に記載の審査委員会の委員若しくは委員が属する組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がある者は、入札に参加することはできない。
- ⑦ 単独応募者或いは応募者グループの代表企業及び構成企業のいずれかが、他の応募者グループの代表企業、構成企業又は協力企業として参加していないこと。
- ⑧ 単独応募者、代表企業及び構成企業は金沢市入札参加資格を有すること。
- ⑨ 前項において有資格者以外の者は提出日までに金沢市の入札参加資格審査の申請を行うことにより応募することができる。ただし、提案書の提出期限までに有資格者とならなかった場合は失格とする。

※入札参加資格申請については、下記アドレスを参照

https://www4.city.kanazawa.lg.jp/sangyo_business/nyusatsu_keiyaku/nyusatsu_sankashikaku/11277.html

(3) 応募者の役割

- ① 単独応募者は、次の役割を全て担い、応募者グループの場合は次の役割を分担するものとする。
 - ア 事業役割 … 本市の対応窓口となり契約諸手続を行い、遂行の責を負う。
応募者グループの場合、代表企業が本役割を担うこと。
 - イ 設計役割 … 設計・計画に関する業務を主に実施すること。
 - ウ 施工役割 … 施工・施工管理に関する業務を主に実施すること。
 - エ 維持管理役割 … 設備の修繕に関する業務を全て実施すること。
 - オ その他役割 … 以上のアからエまで以外の金融関連、照明等管理システム構築及びデータ更新管理、その他照明器具の設置状況の把握等に関する運營業務を全て実施すること。
- ② 応募者は、省エネルギー改修後のエネルギー削減量を含む事業検証することができる者であること。
- ③ 施工役割を担う者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、提案内容に該当する種類の建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。なお、施工役割を担う者は、建設業法第 26 条に基づき、監理技術者を選任すること。
- ④ 応募者グループによる各種役割分担については、金沢市内に本店又は営業所を有する民間事業者を積極的・優先的に選定すること。

IV. 応募に関する手続

1. 募集要項等に対する質問受付・回答

本募集要項及び資料に関する質問の受付・回答は、次のとおりとする。

(1) 質問の方法

質問は、質問書（様式第1号）により電子メールで提出すること。なお、電子メールの件名は、「公共施設 LED 照明導入推進事業に係る質問書」とすること。

宛先：金沢市環境局ゼロカーボンシティ推進課

E-mail：zerocarbon@city.kanazawa.lg.jp

(2) 受付期間

令和6年10月8日（火）から令和6年10月16日（水）正午まで

(3) 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめ、令和6年10月22日（火）に本市のホームページで公表することとし、個別の回答は行わない。

2. 参加表明書及び資格審査書類の提出

(1) 参加表明書類の形式、部数

① 作成要領

参加表明書及び資格審査書類の用紙の大きさはA4版を基本とする。原則としてフォントはMS明朝体11ポイントで統一し、提出書類に表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを2部（正1部、副1部）提出すること。

② 参加表明時の提出書類

ア 参加表明書類

参加表明書類の記載内容については、以下の様式に沿って作成すること。

NO	書類名	様式
1	参加表明書	様式第2号
2	グループ構成表	様式第3号
3	委任状（代表企業）	様式第4号の1
4	委任状（構成企業又は協力企業→代表企業）	様式第4号の2

イ 資格審査書類

NO	書類名	様式
5	会社概要	様式第5号の1
6	市税滞納調査承諾書	様式第5号の2
7	電気設備工事受託実績届	様式第6号の1
8	省エネルギー診断能力に関する届	様式第6号の2

※様式は募集要項と併せて本市ホームページに掲載

※グループで応募する場合、NO. 7の提出書類は平成31年4月1日以降に、石川県内における国、県又は公共機関発注の電気設備工事の受託実績を有し、かつ金沢市内に本店又は営業所を置く代表企業及び全ての構成企業ごとに提出すること。

ウ 定款

直近の会社定款

エ 登記簿謄本

履歴事項全部証明書で、取得から3か月以内のもの。

オ 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の国税（所得税、法人税、消費税及び地方消費税）及び地方税（法人事業税）の納税証明書。

カ 財務諸表

直近3年度分の貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表

キ 特定建設業の許可証明書

建設業法第3条第1項に規定する特定建設業又はこれに類する許可証明書の写し。

※グループで応募する場合は、ウからカの提出書類については、グループを構成する全ての企業ごとに提出すること。また、キの提出書類については、施工役割を担う企業のみ提出すること。

(2) 参加表明書類及び資格審査書類の提出

① 受付期間

令和6年10月7日（月）から令和6年10月25日（金）午後5時45分まで

② 提出先

〒920-8577

石川県金沢市柿木畠1番1号

金沢市環境局ゼロカーボンシティ推進課

※応募者は、参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は必ず「特定記録」として発送すること。

※窓口による受付は、土日祝日等を除く午前9時から午後5時45分までとする。

(3) 参加資格審査結果及び提案要請書の通知

参加資格審査の結果は、文書で令和6年10月29日（火）に本市から応募者（代表企業）へ郵送により通知する。

また、参加資格があると認められた応募者（代表企業）には、以下の配布資料を郵送

する。

① 提案要請書

② 施設の照明器具の仕様・台数・稼働時間・総合単価一覧データ

なお、参加資格審査の結果、参加資格がないと認められた応募者は、通知をした日の翌日から起算して7日（土日祝日等を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができるものとし、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

3. 事業提案書の提出

(1) 事業提案時の形式、部数

提案要請書を交付された応募者は、本市が提供する配布資料を基に、提案書を作成し、持参または郵送する。

① 作成要領

ア 提案書提出届（様式第8号）により提出書類の構成を示した上で各様式の1頁目にインデックスをそれぞれ付し、A4縦長ファイルに綴じたものを2部（正1部、副1部）提出すること。なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。

イ 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、全て横書きで、原則としてフォントはMS明朝体11ポイントで統一すること。ただし、図表等を用いる場合には、この限りではない。

ウ 各提案書類には、会社名、住所、氏名及びロゴマーク等提案者を特定できる表示を一切付してはならない。

エ CO2 排出量削減の試算にあたっては、次の換算値で行うこと。

エネルギー種別	CO ₂ 排出係数	備考
電気	0.000484(t-CO ₂ /kWh)	電気事業者別排出係数 R5.12.22 環境省・経済産業省公表 北陸電力参考値より

② 事業提案時の提出書類

事業提案書類の記載内容については、以下の様式に沿って作成すること。

NO	書類名	様式
1	提案書提出届	様式第8号
2	提案総括表	様式第9号の1
3	提案総括表（提案価格書）	様式第9号の2
4	提案総括表（事業費総括）	様式第9号の3
5	資金計画表（事業者収支計画書）	様式第10号の1

6	資金計画表（資金計画書）	様式第 10 号の 2
7	資金計画表（整備費等内訳）	様式第 10 号の 3
8	現地調査及び電力契約の調査に関する提案書	様式第 11 号
9	使用機器提案書	様式第 12 号
10	施工計画・施工内容等に関する提案書	様式第 13 号
11	維持管理等提案書	様式第 14 号
12	モニタリング手法等提案書	様式第 15 号
13	環境への配慮・事業検証報告に関する提案書	様式第 16 号
14	事業の目的及びその他市の状況を考慮した提案書	様式第 17 号

※様式は金沢市ホームページ内より入手可

ア 提案総括表（様式第 9 号の 1 から第 9 号の 3 まで）

提案の全体概要及び全体費用を記載すること。また、LED 化されることによる施設の光熱費削減予定額及び二酸化炭素排出削減予定量についても算出すること。

イ 資金計画表（様式第 10 号の 1 から第 10 号の 3 まで）

a 事業者収支計画書（様式第 10 号の 1）

事業契約期間中の事業者収支（事業者分）について記載すること。（用紙は A 3 版横書き）

b 資金計画書（様式第 10 号の 2）

外部借入の内訳、金利設定、その他資金調達手法について記載すること。

c 整備費等内訳（様式第 10 号の 3）

初期投資に係る費用及び維持管理費を記載の上、内訳を添付すること。

ウ 現地調査及び電力契約の調査に関する提案書（様式第 11 号）

既設照明器具の位置や設備などの現地調査方法について記載すること。

エ 使用機器提案書（様式第 12 号）

使用する機器の詳細及び当該機器に関するエネルギー消費量等について記載すること。

オ 施工計画・施工内容等に関する提案書（様式第 13 号）

施工に当たり、安全管理・工程管理などにおいて特に重要と判断する事項及び品質管理、工事完了期限、地元事業者の活用方法に関する内容を記載すること。また、市内事業者の活用方法や管理システムの構築について記載すること。

カ 維持管理等提案書（様式第 14 号）

設備の維持管理業務に関する計画内容を記載すること。また、コスト削減及びサービス水準を向上させるための提案や緊急時の対応について具体的に記載すること。

キ モニタリング手法等提案書（様式第 15 号）

設計・施工・維持管理業務に関するモニタリング手法について具体的に記載すること。

ク 環境への配慮・事業検証報告に関する提案書（様式第 16 号）

既設設備撤去後の処理方法やリサイクル及び分別について記載すること。また、事業検証報告についての測定及び検証方法について記載すること。

ケ 事業の目的及びその他市の状況を考慮した提案書（様式第 17 号）

本事業を通じて、市内事業者の活用や市内経済効果など、地域にどのような貢献が出来るか定量的・定性的かつ具体的に示すこと。

(2) 事業提案書類の提出

① 受付期間

令和 6 年 10 月 30 日（水）から令和 6 年 11 月 29 日（金）午後 5 時 45 分まで

② 提出先

〒920-8577

石川県金沢市柿木畠 1 番 1 号

金沢市環境局ゼロカーボンシティ推進課

※応募者は、事業提案書類を持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は必ず「特定記録」として発送すること。

※窓口による受付は、土日祝日等を除く午前 9 時から午後 5 時 45 分までとする。

(3) 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以後の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日の前日までに提案辞退届（様式第 7 号）を、前項の提出先まで持参又は郵送により提出すること。なお、郵便の場合は必ず「特定記録」として発送すること。

(4) 募集要項等の変更

募集要項等の公表における民間事業者の質問を踏まえ、必要に応じて募集要項等の内容を見直し、変更を行うことがある。その場合には、募集要項等の公表と同じ方法で速やかに公表する。

V. 応募に関する条件

1. 本市の支払いに関する事項

本市は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条に規定する債務負担行為に基づき、事業者から提供されたサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価（以下、「サービス購入費」という。）を事業者に対して支払う。本市が事業者に支払うサー

ビス購入費は、LED 整備に係る対価及び維持管理業務、事業検証報告業務から構成される。

本市は、事業者を支払うサービス購入費については、毎年度、1回支払うことを基本とし、その年度分のサービス購入費を前金で支払うことができる。なお、物価変動等に著しく上昇があった場合、契約金額について協議することがある。

協議方法の詳細については、事業契約書によること。

2. 提案上限額

本事業の提案上限額は、以下のとおりである。市の算定根拠は公表しない。

¥4,100,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3. 募集の延期又は中止

募集を公正に執行することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、募集期限を延期し、又は中止することがある。

4. 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

5. 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、本市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

6. 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

7. 本市からの提出書類の取扱い

本市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

8. 応募者の複数提案の禁止

応募者は、一つの提案しか行うことができない。

9. 構成企業及び協力企業の変更禁止

構成企業及び協力企業の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市との協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

10. 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

11. 虚偽記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。

12. PFI 事業に係る財政措置

本事業は、PFI 事業に係る地方財政措置の活用を前提としているため、その趣旨に沿った提案を行うこと。

VI. 優先交渉権者の選定

1. 審査及び選定に関する基本的な考え方

本市は、応募者が提出した事業提案書類の評価を行うため、学識経験者等で構成する公共施設 LED 照明導入推進事業 PFI 事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会では、総合的に事業提案書類等の審査を行い、本市は、審査委員会の審査により選定された優秀提案をもとに、優先交渉権者を決定する。

応募者が、優先交渉権者の決定までに審査委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

審査委員会は以下の委員をもって構成される。

氏名	所属団体・役職等
佐藤 清和	金沢大学人間社会研究域経済学経営学系 教授

難波 悠	東洋大学経済学研究科公民連携専攻 教授
円井 基史	金沢工業大学建築学部建築学科 教授
米田 満	公認会計士
山田 啓之	金沢市副市長

2. 提案審査

公共施設 LED 照明導入推進事業審査基準書に基づき、審査委員会において提案内容（プレゼンテーションにおける説明等を含む）を総合的に評価する加点方式とし、最も評価点が高い応募者を最優秀提案者とする。また、2 番目に評価点が高い応募者を優秀提案者とする。なお、審査委員会は非公開とする。

3. 結果の公表

本市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、最優秀提案者を優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定した場合、応募者に対して速やかに通知するとともに、選定結果及び審査講評を本市のホームページにより公表する。

なお、優先交渉権者として決定されなかった提案審査に参加した応募者は、通知をした日の翌日から起算して7日（土日祝日等を含まない。）以内に書面により、説明を求められることができるものとし、その回答については、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

4. 次点交渉権者との協議

本市は、事業契約の内容に関する協議が成立しない場合又は選定された優先交渉権者が事業契約締結までに、募集要項に定める参加資格を喪失した場合は、優先的交渉権を取り消し、次点交渉権者と協議を行うことができる。

5. 事業者を選定しない場合

事業者の募集、提案の評価及び選定において、最終的に応募者がいない場合、又はいずれの応募者の提案においても公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でない判断された場合には、優先交渉権者を選定せず、特定事業の選定を取り消す場合がある。この場合、この旨を速やかに本市のホームページにより公表する。

VII. 事業契約に関する事項

1. 基本協定の締結

優先交渉権者選定後、募集要項にて公表する基本協定書に基づき、本市と事業者は速やかに基本協定を締結する。

2. 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、事業契約書に従って責任を履行することとする。事業契約の締結にあたっては、事業の履行を確保するために契約保証金として契約金額の100分の10以上を納付することとする。なお、金沢市契約規則（平成15年規則第1号）の規定により契約保証金に代えて、担保を提供し、又は納付の免除を受けることができる。

3. 特別目的会社（SPC）の設立

本市は、優先交渉権者と契約内容の明確化のための協議を実施し、協議内容に基づき、SPCと事業契約を締結するものとする。なお、事業者は、仮契約の締結までにSPCを設立することを要する。

4. 事業契約の概要

事業契約は、事業者が遂行すべき設計・施工業務、維持管理業務に関する業務内容や金額、支払方法等を定める。なお、維持管理業務の詳細の仕様については、提案書類及び要求水準書、事業契約書に定められた水準に基づき、本市と協議の上、作成し業務開始までに本市の承諾を得ること。

5. 事業契約の締結

本市は、優先交渉権者と事業契約に関する協議を行い、仮契約を締結する。なお、この仮契約は、本市議会の議決を得て本契約となる。

6. 契約金額

契約金額は、提案上限額（消費税額及び地方消費税額を含む。）を超えない範囲で、提案価格を踏まえ、本市と優先交渉権者の間の契約金額に係る交渉により決定する。

VIII. 事業者の責任の明確化と適正かつ確実な事業の確保に関する事項

1. 責任分担の基本的な考え方

本市と事業者は、事業提案書類及び事業契約書に従い、誠意をもってそれぞれの責任を履行する。本事業においては、「リスクを最も適切に管理することができる者が当該リスクを負担する」との考え方にに基づき、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指す。業務の遂行に伴うリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が負うものとする。不可抗力及び法令変更等の事由によるものについてはリスクへの対応能力等の観点からリスク分担を定めることとする。

2. 予想されるリスクの分類とその責任分担

本市と事業者の責任分担は、事業契約書（案）に示すとおりとし、事業者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うこと。

3. 事業期間中の本市と事業者の関わり

- (1) 本事業は、事業者の責任において実施される。また、本市は適宜、事業実施状況の確認を行う。
- (2) 原則として本市は事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて業務担当企業と直接連絡調整を行う場合がある。
- (3) 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、本市と事業者は誠意を持って協議する。

4. 業務実施状況の報告

事業者は、事業契約に定めるところにより、業務実施状況を本市に報告し、本市の確認又は承諾を受けなければならない。

5. 事業の実施状況のモニタリング

本市は、事業契約書に定められた業務を事業者が確実に遂行し、事業契約書に定める業務要求水準が達成されているかを確認するとともに、本事業の安定的継続を確保するためモニタリングを行う。モニタリングの詳細については要求水準書及びモニタリング基本計

画書を参照すること。

6. 事業の終了

事業期間が終了する以前に、事業の継続が困難となり、事業を終了する場合は、事業契約書に定める具体的措置に従うものとする。

IX. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 本事業の継続に関する基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するためには、現実性のある事業計画と適格な事業者の採用、本市と事業者における適切なりスク分担、全ての合意事項の事業契約書における明文化、事業遂行の定常的な監視を行うモニタリングの実施等が重要である。しかし、こうした措置にもかかわらず事業の継続が困難となった場合を考慮し、事業契約書において、事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

2. 本事業の継続が困難になった場合の措置

本事業の継続が困難になった場合にはその発生事由ごとに次の措置をとることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合

事業者が要求水準書に定められたサービス水準を継続的に達成することができないか、サービス水準の未達の程度が深刻である場合、本市は、事業者に改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求める。本市の改善勧告にもかかわらず改善されない場合、本市は事業者に当該サービスを行う者の交代を求めることができる。こうした措置にもかかわらず、事業の継続が不可と判断される場合、本市は事業契約を終了し、新たに事業者の選定を行う。

(2) 本市の事由により本事業の継続が困難になった場合

事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解約することができるものとする。この場合、本市は事業者が被る損害を賠償する。

(3) その他の事由により本事業の継続が困難になった場合

本市及び事業者は、いずれにも帰責事由のない事項もしくは不可抗力により本事業の

継続が困難になった場合、事業契約書の規定に従い、本事業の継続のために適切な措置をとる。それにもかかわらず、本事業の継続が不可能と判断される場合、本事業を終了する。

3. 金融機関等と本市との協議

事業の継続性を確保する目的で、本市は、事業者に対し資金供給を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

X. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関する財政上及び金融上の支援に関する措置は想定しておらず、財政上及び金融上の提案については、事業者が自らのリスクで実行することとする。

本市は、脱炭素化推進事業債相当の交付税措置の活用を見込んでいるが、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は交付税措置の申請に必要な情報等の提供支援を行うこととする。

3. その他の支援に関する事項

本市は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて必要な協力を行う。